

資料 9

平成27年7月16日
総務部経理用地課

指名停止措置等について

平成26年12月11日から平成27年7月14日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為		
3 契約履行成績不良等	1	1
4 契約履行上の事故		
5 契約違反	1	1
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為	1	1
9 その他不正な行為		
計	3	3

2 指名停止一覧（平成26年12月11日～平成27年7月14日）

	商号または名称	指名停止期間	指名停止理由	区分	種別
1	雄平建設 株式会社	平成27年2月9日から 平成27年9月8日まで（7か月）	練馬区発注の工事請負契約の成績評定で不良と指摘されたため	区内	工事
2	株式会社 ジェイレック	平成27年2月19日から 平成28年2月18日まで（12か月）	受託業務の履行にあたり、個人情報を紛失するという契約違反をし、契約の相手方として不相当であると認められるため。	区内	物品
3	加登屋造園土木株式会社	平成27年4月8日から 平成28年4月7日まで（12か月）	入札による落札決定後、正当な理由なく契約を締結しないため。	区内	物品